

大阪あーかいぶず

目 次

大阪府庁の歴史と当時の世相……………	1 頁
江之子島庁舎時代の主な行政文書の紹介（その1）……………	5 頁
企画展、歴史資料教室のお知らせ……………	6 頁
（付録）「大阪あーかいぶず」目次一覧（創刊号～第30号）	

第30号 平成14年9月

大阪府公文書館発行

大阪府庁の歴史と当時の世相

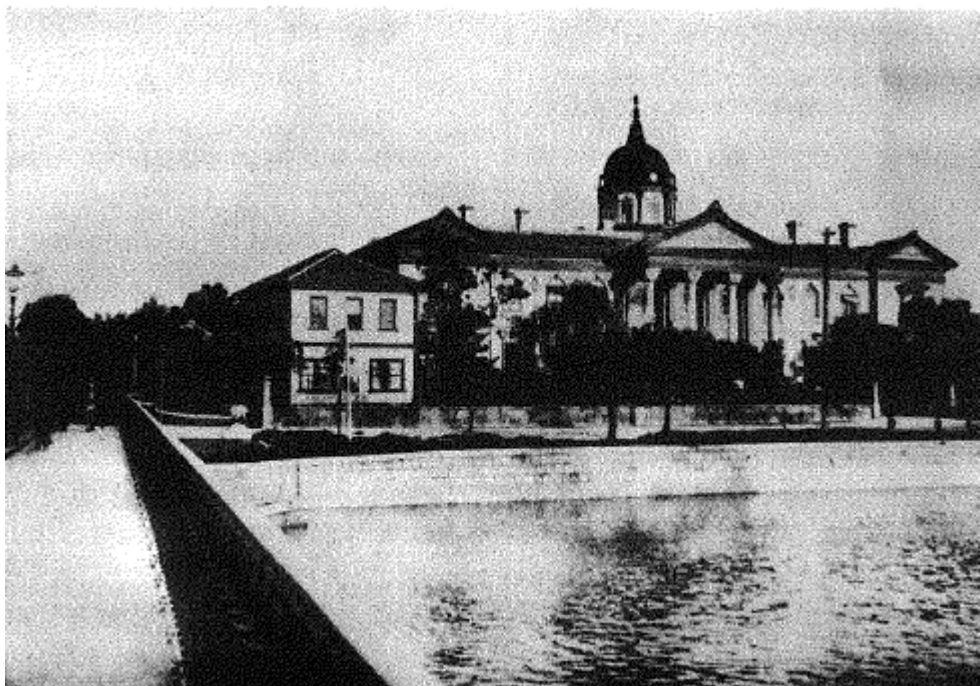
高倉史人

■はじめに

本年は、大阪府庁舎としては初めての本格庁舎である江之子島庁舎の建設が明治5年(1872)に決定されてから、ちょうど130年目の節目にあたる。そこで、本稿では、府庁舎の歴史を、当時の世相とあわせて述べることにする。

■大阪府の成立

慶応3年(1867)12月9日、王政復古の大号令によって明治新政府が発足した。翌慶応4年(1868)1月3日の鳥羽・伏見の戦いによって、旧幕府軍が敗退し、徳川慶喜の大阪城脱出が城内に伝わると、城から武士などが去り、城代もいなくなり、町奉行所も門を閉じて大阪市中が無政府



大阪府庁舎（江之子島庁舎） 明治7年完成

状態になった。この状態を回復するために、新政府は、同年 1 月 10 日に「市民慰撫の令」を発し、薩長二藩に市中の取締りを命じて、秩序回復と治安維持を図った。

さらに、同年 1 月 22 日、新政府は、摂津、河内、和泉の諸藩を鎮撫・総督し、同時に大阪の市街地を中心とする旧幕領を直接支配するために、大阪鎮台を西本願寺津村別院(現在の中央区本町)に置いた。なお、この大阪鎮台は、一種の軍政機関で行政・司法・軍事のすべてを兼ね備えていた。これは大阪における地方官庁の起源といえるものであり、今日の大阪府の前身にあたる。

この大阪鎮台は、5日後の同年1月27日には、早くも大阪裁判所と改称され、総督には醍醐忠順^{ただおさ}が任命された。嘗所も同年2月2日、元西町奉行所(現在の中央区本町橋)に移された。この裁判所は、今日の裁判所を意味するのではなく、司法・行政の区別のないこれらを含んだ民政一般を司る役所を意味した。

同年閏4月21日の政体書で、府藩県の三治と定められたので、5月2日に大阪裁判所を廃して大阪府が設置され、初代知事として醍醐忠順が就任した。

このように大阪府が成立し、府庁舎としては元西町奉行所が初代大阪府庁となったのである。

■ 大阪府庁舎（江之子島）への移転

明治4年(1871)7月14日の廃藩置県実施以後、大阪府は同年11月20日に住吉、東成、西成、島上、島下、豊島、能勢の七郡の全域を管轄することになった。また、河内、和泉については堺県(慶応4年(1868)6月22日に設置)が管轄した。

このように行政区域が確定すると、本格的な府庁舎が必要となってきたために、明治5年(1872)、大阪府では官民共同の費用で新庁舎を新築することを決めた。そして、新庁舎用地として当時の渡辺昇知事は現在の西区江之子島を選んだ。これは、「大阪の発展は西だ。大阪湾から海外に雄飛せねばならぬ。」との知事の持論によるもの

であった。工事は足かけ3年かかり、敷地2,319坪余、建坪624坪余、総工費5万300余円で明治7年(1874)7月に落成した。

そして、7月8日から6日間にわたって一般に観覧させ、7月18日旧庁舎(元西町奉行所)から移転して、翌19日に開庁式をあげた。これに関しては、次のような大阪府達がある。

(第二百十六号)

今般新府庁落成二付来ル八日ヨリ六日之間午前第七時ヨリ午後第六時迄諸人縦覧差許候事

但降雨之節八日送之事

右之趣管内無洩相達スル者也

明治七年七月六日

大阪府権知事 渡辺昇

(第二百二十七号)

新府庁相開キ転移之手数有之候條十七八両日休庁十九日開庁之式ヲ行ヒ同廿日ヨリ諸事公務取扱候事

但差向候儀八十七八両日八旧庁十九日八新庁へ可申出事

右之趣管内無洩相達スル者也

明治七年七月十五日

大阪府権知事 渡辺昇

なお、江之子島庁舎建築が決定された明治5年(1872)から落成した7年(1874)にかけては、戸籍編制、土地永代売買解禁、学制の発布、太陽暦の採用、徴兵令、地租改正など、次々と近代的な制度が打ち出された時期であった。

さて、江之子島庁舎は、大阪では、造幣寮(造幣局)の泉布観(明治4年築)について、2番目の西洋建築である。すなわち、2階建てレンガ造りで、外装は石灰モルタル塗り、内部は節なし縦桧材、正面玄関に四本の大円柱、屋上に大時計を掲げた大ドームを置き、四方に金色の菊花紋章を飾り、錦絵にも描かれて大阪の新名所となった。また、窓はガラス、冬は火鉢、夜は石油ランプが燃え、「江之子島政府」と呼ばれた。

このように、江之子島庁舎は、明治7年（1874）7月から、後述するように大手前庁舎に移る大正15年（1926）11月まで大阪府の行政の拠点となっていたのである。

次に大手前庁舎移転について述べるが、その前に、大正期の大阪の状況を見ておこう。

■大正期の状況

大正期に入って、特に大正3年（1914）7月にはじまった第1次世界大戦以来、大阪府は飛躍的発展を遂げた。すなわち、大正4年（1915）から8年（1919）にかけての戦争景気によって、工業生産額が増加し、各種会社・工場の新設が行われたのである。統計的に見て、例えば、大正4年と8年を比較すると、工業生産額は3億8,130万余円から約3.5倍増の13億3,979万余円となり、工場数は2,406から2,969にそれぞれ増加している。また、当時の大阪港での輸出額は、大正4年において、9,382万余円であったのに対して、8年には約4.7倍増の4億3,883万余円になった。一方、輸出額においても、大正4年に5,060万余円であったのに対して、大正8年には約3.3倍増の1億6,767万余円になった。

具体的には、綿織物工業において、大戦によってイギリスやアメリカの綿布に代わって対中国輸出が可能となり、さらにインド・南洋までその道がひらけたことなどによって生産が激増した。また、造船業において、大戦中、世界的な船舶不足のためヨーロッパからの需要が激増し、多くの造船所が安治川・木津川・尻無川沿岸に立ち並び活況を呈した。さらに、武田、塩野義、田辺などの医薬品会社がこの時期に現在の基礎を固めたのである。

このような大阪の工業の発展に対応して、大阪府は、大正3年4月、近代工業に関する知識・技術を持った職工をより多く養成するために今宮職工学校（現今宮工業高校）を創立した。また、大正12年（1923）12月に、商工業者に相互交流の機会を与え、府下の実業の発達に資する場

として実業会館を、大正14年（1925）5月に、産業能率の調査・研究・指導・試験・検査などによって産業能率の増進に寄与する機関として産業能率研究所をそれぞれ開設した。

また、大正7年（1918）7月に起った米騒動の後、わが国の社会制度の立ちおくれを克服するために、大阪府は全国に先駆けて方面委員制度を創設した（同年10月7日大阪府方面委員規程公布）。

■大阪府庁舎（大手前）への移転

明治7年（1874）7月以来、江之子島庁舎も、事務量の増加にともない、職員の数もふえ、数回にわたって庁舎増築などの応急措置をとってきた。

しかし、第一次世界大戦以来、既述したように大阪府は著しい発展をとげた。そのため、事務量、職員数はますます増加し、庁舎が手狭になってきた。例えば、大正元年（1912）に職員数が3,406人であったのが、移転時の15年（1926）には、約2.1倍の7,205人に増加している。また、文書取扱い数を見てみると、大正元年には、430,339であったものが、15年では約4.1倍の1,799,315に急激に増加している。

このような事務量、職員数の増加によって、庁舎を移転せざるを得なくなり、現在の中央区大手前に不用の陸軍省用地（もとは大坂城を警護する定番屋敷のあった所）があるのに着目し、これを買収して庁舎の敷地にあてることとし、大正11年（1922）3月末日、1万4,300平方メートルの払い下げを受けることになった。

■大手前庁舎の設計

大手前庁舎の設計は、大正11年（1922）、懸賞設計として募集されたもので応募作品80余点の中から平林金吾氏の案が当選した（賞金8,000円）。地上6階地下1階のモダンな建物で、関東大震災の教訓を生かして耐震耐火建築、再建された大阪城との調和を考えて外観は垂直、水平の簡明な直線的な構成を基調とした壁面になっている。



大阪府庁舎（大手前庁舎） 大正15年完成

■大手前庁舎の経費

庁舎の移転改築の経費は府税その他の一般財源によらないで、臨時の歳入によることとし、旧庁舎（江之子島）とその敷地、その他不用の府有地を売却した代金と、新庁舎の建築にともなう国庫下渡金とをこれにあて、さらに不足する分は特別会計の大阪府積立金を繰り入れて補充することとした。総工費は386万2,000余円と定められ、大正11年度から14年度にいたる4年間に工事を実施することとして、大正10年（1921）12月の通常府会で可決された。

■大手前庁舎の完成

大手前庁舎は、大正12年（1923）5月12日に着工し、大正15年（1926）10月末日に竣工した。なお、敷地坪数4,329坪余、建坪9,329坪余、総工費386万余円であった。新庁舎（大手前）への移転は大正15年11月7日に行われた。

新庁舎（大手前）へ移転した後、旧庁舎（江之子島）とその敷地は当初売却する予定であったが、府税その他の自然増収による剰余金を不足分に充当することができたので、売却は実行されなかつ

た。なお、旧庁舎（江之子島）は昭和4年（1929）に府立工業奨励館となったが、惜しいことに昭和20年（1945）の空襲ですべてを失った。

■おわりに

以上述べたように、大手前庁舎は府庁として三代目になるが、現在まで完成してから75年余が経過した。その間、昭和、平成と大阪府の行政の拠点として存在してきたのである。

【参考文献】

- ・ 井上正雄『大阪府全志 卷之一・二』（清文堂出版、大正11年、復刻版、昭和50年）
- ・ 『大阪府会史 第3巻下巻』（大阪府内務部、昭和8年）
- ・ 『大阪百年史』（大阪府、昭和43年）
- ・ 藤本篤『大阪府の歴史』（山川出版社、昭和44年）
- ・ 三善卓司『大阪史蹟辞典』（清文堂出版、昭和61年）

（たかくらふみと 大阪府公文書館）

江之子島庁舎時代の主な行政文書の紹介（その1）

名 称	概 要	作 成 時 期
「大阪府布令」	大阪府が明治初期に出した布令を収録したもの。	明治元年(1868) ～17年(1884)
「官員進退及各課回達之件」	当時の府職員の任免に関する文書や各課で回覧された文書を収録したもの。	明治7年(1874)
「等内外巡查区戸長進退録」	巡查、区長、戸長の任免に関する文書を収録したもの。	明治8年(1875)
「官吏履歴之件」	明治9年当時の大阪府職員の任免に関する文書を収録したもの。	明治9年(1876)
「大阪府歴史料」	明治維新以降、大阪府の行政の変遷を記録するため、担当課に問合せ、その回答を集めたもの。	明治10年(1877)
「初代府会議長西川甫関係資料」	初代府会議長西川甫の手持ち資料。コレラ予防のための寄附の呼びかけや衛生会創設に関する建言などが収録されている。	明治12年(1879) ～15(1882)
「秘書綴」	国と知事、知事と各郡、知事と各課などの間で出された文書を収録。	明治17年(1884) ～22年(1889)
「天長節宴会名簿」	11月3日に行われた天長節に関する文書で、明治19年(1886)～24年(1891)までの文書を収録。	明治19年(1886) ～24年(1891)
「参看書類」	知事官房が作成した文書や国から知事宛の文書が多く収録されている。	明治14年(1881) ～22年(1889)
「皇后陛下行啓二関スル書類」	明治23年(1890)4月に関西以西を行啓した皇后に関する文書を収録したもの。なお、ロシア皇太子来遊関係文書、皇太后奉迎関係文書も一括して収録されている。	明治23年(1890) ～24年(1891)
「内務省上申下調勤王家履歴」	維新の功労者で、まだ顕彰されていない者の姓名や履歴等を細密に調査した文書。	明治26年(1893)
「大阪府会緊要書類」	府会に出す建議の草案と関係書類、会議の開催通知、議員の異動や出席する府吏員など府会関係の文書を収録。	明治30年(1897) ～33年(1900)
「知事交替事務引継書」	第10代知事沖守固から第11代菊池侃二に引き継がれた文書。	明治31年(1898)
「府治提要草案」	明治初期から30年頃までの大阪府政全般に関する状況を記したもの。	明治31年(1898)
「暗号」	府と国との間で使われていた暗号に関する文書。暗号に関する国からの訓令や通牒、これに対する府の受領書等。	明治31年(1898)
「官職制二係ル府史料」	明治初期から31年(1898)頃までの大阪府の官職制の変遷を詳しく記したもの。三分冊になっている。	明治元年(1868) ～31年(1898)

大阪府公文書館企画展のお知らせ

大阪府公文書館では、『公文書にみる大阪府庁舎の移りかわり 一江之子島から大手前へ』と題して、企画展を開催します。

多数のご来館をお待ちいたしております。

u と き 平成14年10月1日(火)
～10月30日(水)
午前9時15分～午後5時
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

u と ころ 大阪府公文書館 2階展示室
入場無料

なお、駐車場はございませんので、お車でのご来館はご遠慮ください。

大阪府公文書館歴史資料教室開催のお知らせ

大阪府公文書館において、歴史資料教室として「古文書教室」と「歴史教室」を開催します。

「古文書教室」では、はじめて古文書に触れる人を対象に、古文書の取り扱い方や古文書解読の基礎知識と、当館所蔵の川中家文書(江戸時代の庄屋文書)を教材として、初心者向けの古文書解読を行います。

また、「歴史教室」では、企画展で取り上げたテーマを中心に、大阪府庁舎の変遷と当時の大阪の状況について紹介します。

興味や関心のある方は、ぜひ、ご応募ください。

u と き 平成14年10月21日(月)
10月23日(水)
10月25日(金)
古文書教室 10時～11時
歴史教室 11時10分～12時10分
各回の講義内容は、同じです。

u と ころ 大阪府公文書館 3階会議室

u 募集定員 各回30名(先着順)

u 受講料 無料

u 申込方法

- ・往復はがきに①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤希望日(第3希望まで可)および返信用の宛名を明記の上、下記の住所あてにお申込ください。
- ・インターネットでも申込みができます。

<http://www.pref.osaka.jp/houbun/koubun/tenji>

u 申込締切 平成14年10月11日(金)
(各回定員に達し次第締切ります。)

u 申 込 先 〒558-0054
大阪市住吉区帝塚山東2丁目1-44
大阪府公文書館
電話(06)6675-5551

利 用 案 内

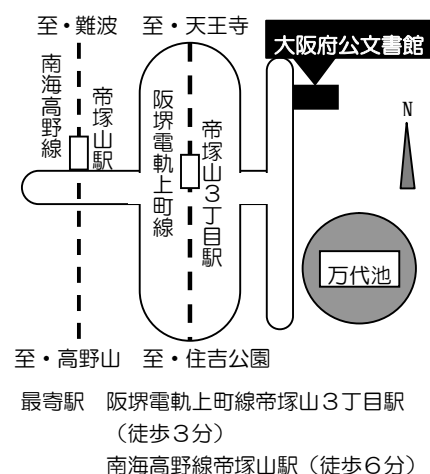
◆ 閲覧時間

- ・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

◆ 休館日

- ・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)

公文書館は、主に府が作成・入手した公文書や資料類のうち歴史的・文化的な価値があるものを保存し、広くみなさんにご利用いただく施設です。



大阪府公文書館 大阪あーかいぶず 第30号 平成14年9月1日発行

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東2丁目1-44/TEL06-6675-5551/FAX06-6675-5552

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/houbun/koubun/index>